



どんな時に受給できるか ～老齢年金の場合

税理士法人よしとみパートナーズ会計事務所・東京グラフィックス顧問税理士 荒牧 瑞枝

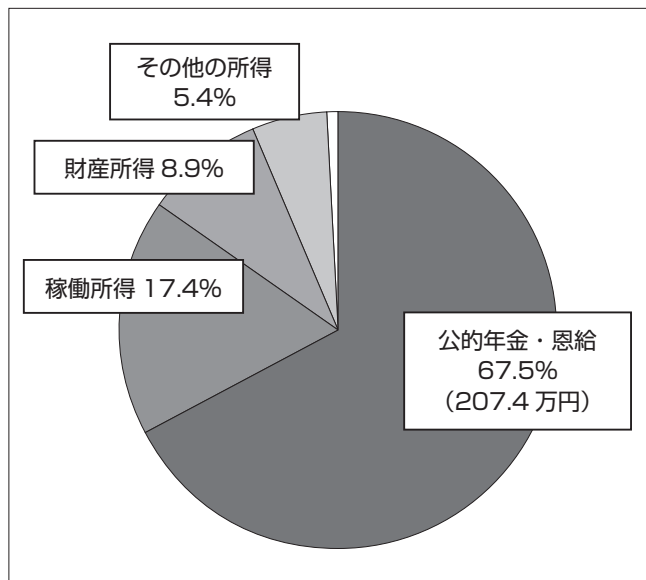
今回から3回にわたって、長年保険料を納付してきた年金には、どんな給付があって、どんな時に受給できるかについてお話しします。

年金には3つ種類があります。それは、①老齢を原因として受給権が発生する老齢年金、②障害の状態になったことを原因として受給権が発生する障害年金、③年金加入者や受給者の遺族になったことを原因として受給権が発生する遺族年金、の3つです。

老齢年金の受給要件と受給額

長寿化や少子高齢化で家族の世帯のあり方が変化し、子どもからの援助などだけに頼って老後生活を送ることが困難になっています。こうした中で、公的年金は高齢者世帯の所得の約7割を占め、老後の生活の柱となっています。

図表1 高齢者世帯の平均所得に占める割合
(平成23年国民生活基礎調査・厚生労働省)



■受給要件

老齢年金を受けるためには、次の条件をクリアする必要があります。

基礎年金部分については、保険料を納付した期間と、保険料免除の手続きをとった期間とを合わせた「受給資格期間」が25年以上あること。ただし、消費税が引き上げられる平成27年10月からは、10年に短縮されます。また、厚生年金については、基礎年金部分の受給資格期間を満たしていれば、たとえ1ヵ月の加入であっても受給が可能となります。

支給開始年齢は、原則として国民年金が65歳、厚生年金は60歳から生年月日に応じて段階的に引き上げられ、昭和36年4月2日以降に生まれた方は65歳からの支給となります。

これに対する特例としては、月0.5%受給額を減額するかわりに支給開始年齢より早く受給を開始する「繰り上げ請求」と、支給開始年齢を繰り下げるかわりに月0.7%受給額を増額できる「繰り下げ請求」があります。

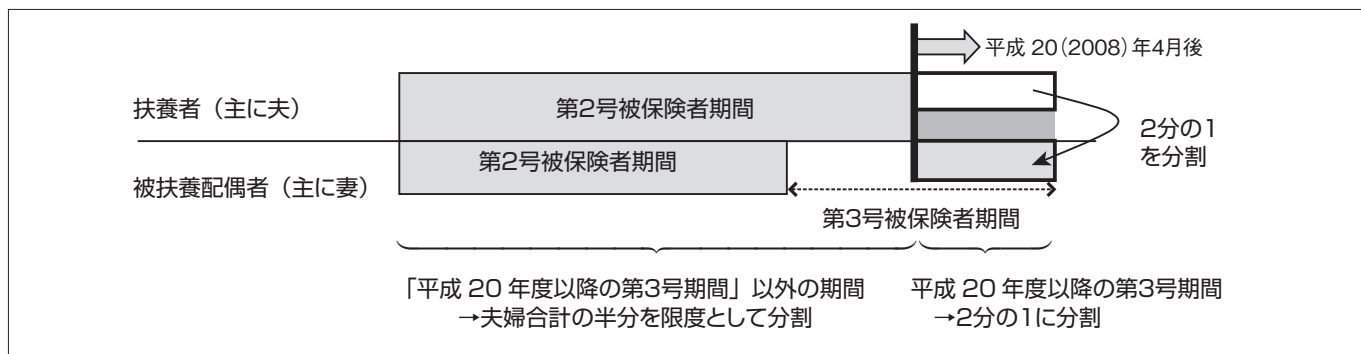
どちらが得かは、あと何年生きるかによります。長生きする自信があるなら繰り下げて受給額を増額したほうがお得ですし、あまり長生きできそうになければ、減額されても早く受給したほうがいい場合もあるでしょう。

また、年金を受給していても、職についていて給料をもらう場合には、年金支給の一部または全額が停止されることがあります。ボーナス込みの月給と年金との合計額が、64歳までについては月28万円、65歳以降は46万円を超えた時に適用になります。これは生年月日や年齢によって限度額や適用の有無が変わります。このことも加味して繰り上げ・繰り下げを考えるべきでしょう。

■受給額

国民年金の場合は、40年加入で満額支給となり、加入期間に応じて月単位で按分計算して算出します。満額で年間

図表2 離婚した場合の厚生年金の分割（厚生労働省年金局）



786,500円です。

厚生年金の受給額の計算は少し複雑です。

計算方法としては、生涯の報酬月額を平均した金額に、一定の率を乗じ、これに加入期間の月数を乗じます。この率は、生年月日により異なります。

また、厚生年金には「加給年金」という仕組みがあって、厚生年金に20年以上加入している場合には、一定の要件を満たす65歳未満の被扶養配偶者について年間226,300円が加算されます。

さらに、一定の要件を満たす子どもがいると、年間226,300円（3人目からは1人75,400円）が加算されます。

これは、被扶養配偶者が65歳になって基礎年金を受給し始めるまでの間のつなぎともいえる加算で、被扶養配偶者は年金保険料を納付することなく、さらに前倒しで一部の年金が支給されることになります。夫婦が独立して年金制度に加入する国民年金に比べ、厚生年金はこの点でも、専業主婦に手厚い保護を与えているのです。

離婚した場合の厚生年金の分割

さて、それでは不幸にして、夫婦が別々の第二の人生を歩むことになった場合はどうなるでしょう？

結婚を維持すれば、妻が65歳を迎えれば2人分の基礎年金部分と厚生年金部分の支給が受けられ、ある程度ゆとりのある生活を送ることができます。

離婚するとなると、専業主婦であった妻は基礎年金部分だけを受け、厚生年金部分は夫が全額受けることになり、妻はたちどころに生活に窮することになります。年金保険料の支払いには夫婦双方が貢献したと考え、これは不公平であるため、年金の分割という制度ができました。分割されるのは、老齢厚生年金の部分です。

この分割制度には2種類あって、1つは「合意分割制度」と呼ばれるものです。当事者の合意または裁判所の決定があれば、婚姻期間中の厚生年金を最大2分の1まで、分割することができます。分割割合は当事者間で決めるか、裁判によって決めます。

もう1つが「三号分割」で、平成20年以降に離婚した場合、同年以降に専業主婦で「第三号被保険者」であった期間があれば、その専業主婦側からの請求によって、平成20年4月1日以降の相手方の標準報酬を半分ずつ当事者間で分割できるというものです。この三号分割は離婚の届け出がなくても、事実上離婚同様の事情にあると認められる場合も適用があります。

年金を受給する前でも受給後でも適用できますが、分割を受ける側が25年以上の受給資格期間を満たしていないと、年金の受給資格が発生しないので、注意が必要です。手続きは離婚後2年以内に行います。

次回からは、老齢年金がいくら支給されるかについてのシミュレーションと実際の手続きの仕方について解説したあと、障害年金と遺族年金についてお話しします。

荒牧 瑞枝（あらまき・みづえ）

2009年 税理士登録

2011年 社会保険労務士登録

2013年 中小企業診断士登録

税理士法人よしとみパートナーズ会計事務所勤務

* * *

年金に関するご質問を東京グラフィックス事務局までお寄せください。この連載でお答えしていきます。